

仮設トイレ及び更衣室等の設置費用に係る積算について

誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事は、工事契約後に発注者協議の上、誰もが働きやすい現場環境の整備を行い、変更契約において必要な費用を計上する。

- 1) 現場環境の整備に必要な費用は、施設の賃料(基本料, 管理料, 補償料を含む)が含まれ、共通仮設費(営繕費)に積み上げ計上する。
- 2) 受注者は、仮設トイレの設置に当たって、別紙2「仮設トイレの仕様」を満たすことを示す書類を添付し、発注者と協議のうえ、規格・基数等の詳細について決定するものとする。
- 3) 監督職員は、受注者に証明書類(支払い書類等)の提出を求め、次の費用を計上する。

① トイレ

- ・ 現場環境整備促進施設に係る実費用(円/基・月)から従来型施設に係る費用(10,000円/基・月)を減じた額に、基数と月数を乗じて求めた費用・・・A
- ・ 1基当たり51,000円/基・月を上限とし男女別で1基ずつ計2基まで(102,000円/基・月が上限)・・・B
- ・ ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月を上限に計上
- ・ AとBを比較しどちらか安い方の費用を積上計上

② 更衣室(女性用)

- ・ 現場環境整備促進施設に係る実費用(円/棟・月)に、棟数と月数を乗じて求めた費用
- ・ 別途更衣室の費用を計上している場合には、重複計上に注意する

- 4) 運搬・設置撤去費用、汚物処理費、水道・電力料金は共通仮設費の率の計上分に含まれるものとする。